

歯学府における障害・疾患のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

1. 相談体制

障害・疾患のある学生から修学上の配慮・支援の相談を受けた教職員等は、その相談内容に応じ対応を行うが、個別の対応・判断が困難な場合には、相談窓口となるキャンパスライフ・健康支援センター（コミュニケーション・バリアフリー支援室、健康相談室、学生相談室、学生支援コーディネーター室）に相談する。

2. 歯学府における合理的配慮の協議

配慮・支援要望書を受理した歯学学生係は、歯学府教務委員会に配慮・支援内容の検討を依頼する。歯学府教務委員会より検討結果の報告を受けた歯学府長は配慮・支援内容を決定する。

・歯学府のみでの対応が困難な事案については障害者支援推進担当理事（学生支援課）に相談する。

3. 配慮・支援内容の通知

歯学学生係は、学府長名義で「配慮・支援依頼文」により、配慮・支援の内容を作成し、面接対応者に確認を求める。この「配慮・支援依頼文」を、歯学学生係より担当教員へ送付し配慮・支援を依頼する。

4. 配慮・支援の実施

配慮・支援の具体的内容は、各授業科目の教育目標や教育方法等に則して、担当教員の判断によって決定するものとする。

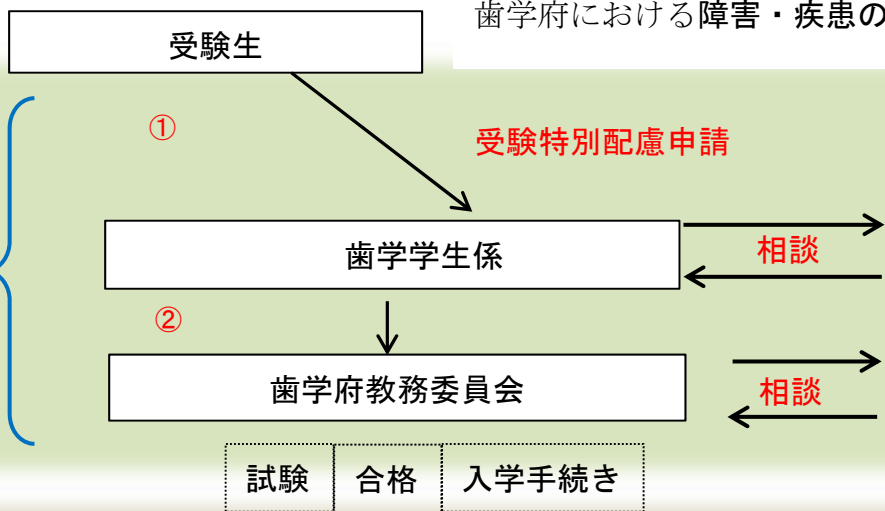
担当教員は、配慮・支援実施にあたって必要な準備等がある場合は、歯学学生係と協議する。

担当教員は、必要に応じて、配慮・内容について学生と協議する。

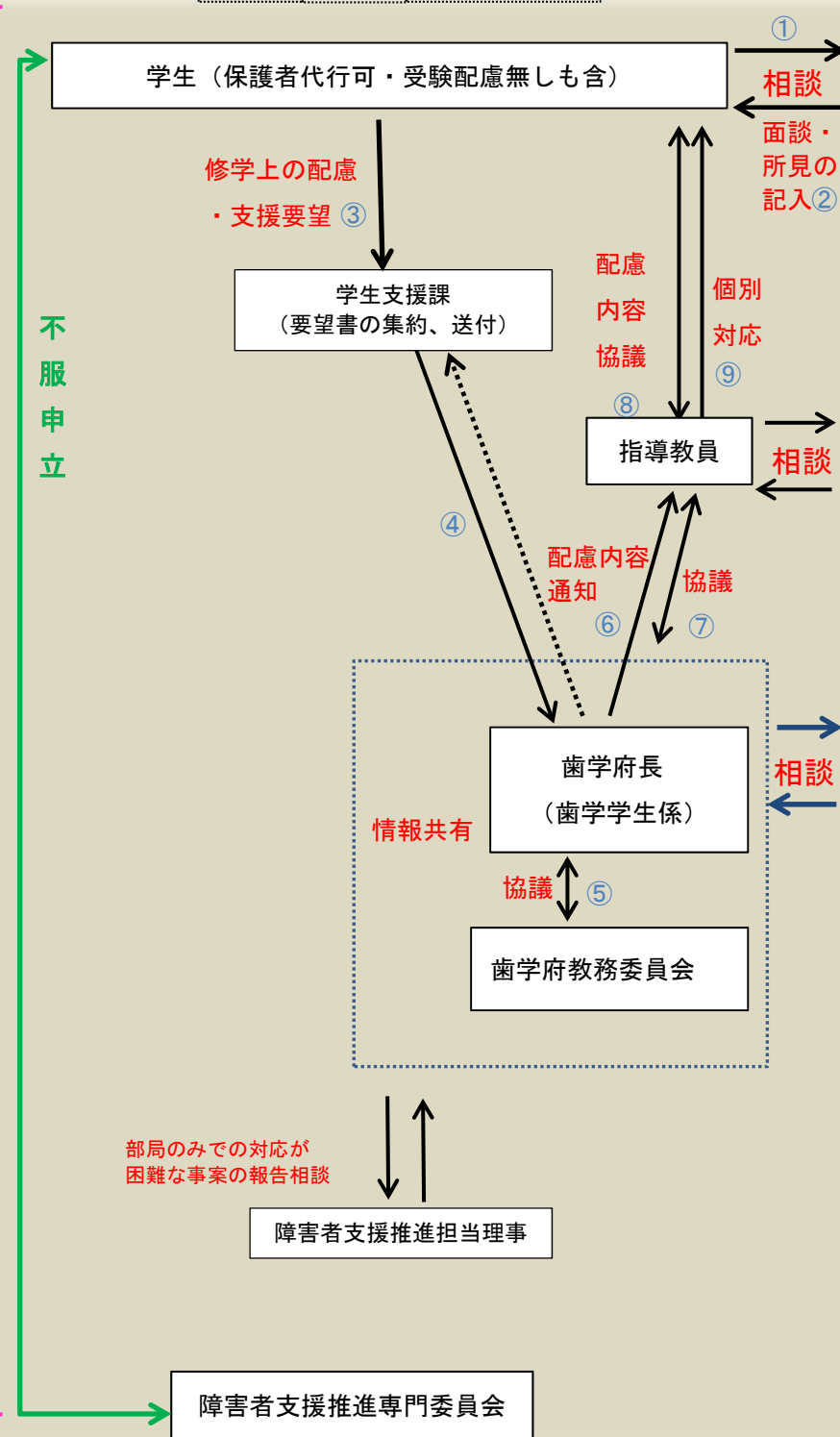
※ 適宜、キャンパスライフ・健康支援センターに相談するものとする。

歯学府における障害・疾患のある学生に対する修学支援の流れ

入学前



入学後



キャンパスライフ・健康支援センター

* 障害種、配慮内容により、関連するところへつなぐ

* 相談窓口
 →コミュニケーション・バリアフリー支援室
 →健康相談室
 →学生相談室
 →学生支援コーディネーター室